

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年7月9日 08時55分ごろ
発生場所	関門港 ^{むつね} 六連島区 六連島東防波堤灯台から真方位200° 450m付近 (概位 北緯33° 58.3′ 東経130° 52.0′)
事故の概要	油タンカー第八伸幸丸 ^{しんこう} は、着棧操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第八伸幸丸、999トン
船舶番号、船舶所有者等	141557、吉岡海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板の凹損等 岸壁 コンクリート上面の欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、着棧操船中、左舵一杯とした状態で主機を中立運転とし、次いで約7ノット（kn）の行きあしがある状態で主機操縦レバーを後進に操作したところ、後進に入らず、左舷錨を投下したものの、左回頭しながら岸壁に衝突した。 本船は、本事故後、主機製造業者による点検が行われ、主機を後進に操作した際、保護機能が作動していたことが判明した。
分析	本船は、着棧操船中、約7knの行きあしがある状態で主機操縦レバーを後進に操作したことから、保護機能が作動して主機のクラッチが後進に入らず、左舷錨を投下したものの、岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着棧操船中、約7knの行きあしがある状態で主機操縦レバーを後進に操作したため、保護機能が作動して主機のクラッチが後進に入らず、左舷錨を投下したものの、岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着棧操船は、余裕を持って前進行きあしを制御できる速力で接近すること。